

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）（法第八十一条及び第八十五条の十関係）の一部改正案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（帳簿）</p> <p>第五十三条 法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 試験事務の区分 二 試験年月日 三 試験地 四 受験者の受験番号、氏名及び生年月日 五 可否の別 六 合格年月日 <p>2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>（削除）</p> <p>（帳簿）</p> <p>第六十五条 登録講習機関は、法第八十五条の十の規定に基づき、帳簿を講習事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、その作成した日から五年間保存しなければならない。</p>	<p>（帳簿）</p> <p>第五十三条 （略）</p> <p>2 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する帳簿は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存することができる。</p> <p>（帳簿）</p> <p>第六十五条 登録講習機関は、法第八十五条の十の規定に基づき、帳簿（次項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第六十七条第二号において同じ。）を講習事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、その作成した日から五年間保存しなければならない。</p>

<p>2 前項に規定する帳簿の保存を電磁的記録に係る記録媒体により行う場合においては、次項各号に掲げる事項を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができる。きなければならない。</p> <p>3 法第八十五条の十の総務省令で定める講習事務に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 講習の実施年月日、実施時間及び実施場所</p> <p>二 受講申込者数、受講者数及び講習修了者数（選任している電気通信事業者別の内訳を記載し、又は記録すること。）</p> <p>三 講習を行った講師の氏名並びに当該講習においてその講師が担当した講義内容及び講義時間</p> <p>四 講習修了者に関する第六十一条第三項第一号の講習修了者一覧表に記載する事項</p> <p>4 登録講習機関は、講義に用いた教材並びに修了考査に用いた問題用紙及び答案用紙を講習を実施した日から三年間保存しなければならない。</p>	<p>2 次項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、その記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。</p> <p>3 法第八十五条の十の総務省令で定める講習事務に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 講習の実施年月日、実施時間及び実施場所</p> <p>二 受講申込者数、受講者数及び講習修了者数（選任している電気通信事業者別の内訳を記載すること。）</p> <p>三 講習を行った講師の氏名並びに当該講習においてその講師が担当した講義内容及び講義時間</p> <p>四 講習修了者に関する第六十一条第三項第一号の講習修了者一覧表に記載する事項</p> <p>4 (略)</p>
--	--

附 則

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日（平成〇〇年〇月〇日）から施行する。